



埼玉県報

第 2 4 6 7 号
平成25年2月15日
金 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [埼玉県土地利用基本計画の変更\(土地水政策課\)](#)
- [埼玉県土地利用基本計画の変更\(土地水政策課\)](#)
- [埼玉県電子入札共同システム稼働環境提供業務委託に関する入札公告\(入札企画課\)](#)
- [坂戸都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [新座都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [手術器材に関する入札公告\(総合リハビリテーションセンター\)](#)
- [富士見都市計画事業三芳町富士塚土地区画整理事業の決定に係る函書\(市街地整備課\)](#)
- [春日部都市計画公園の変更\(公園スタジアム課\)](#)
- [宅地建物取引業法に基づく聴聞\(建築安全課\)](#)
- [埼玉県立春日部高等学校ほか32校で使用する電気に関する入札公告\(財務課\)](#)
- [埼玉県立川越高等学校ほか34校で使用する電気に関する入札公告\(財務課\)](#)
- [埼玉県立浦和高等学校ほか32校で使用する電気に関する入札公告\(財務課\)](#)
- [埼玉県立熊谷高等学校ほか18校で使用する電気に関する入札公告\(財務課\)](#)
- [無線自動車動態管理システム車載装置の賃貸借に関する入札公告\(会計課\)](#)
- [電子複写機用再生紙3品目に関する入札公告\(会計課\)](#)
- [トヨタ社製四輪車両用純正部品ほか3品目に関する入札公告\(会計課\)](#)
- [信号制御システム等保守業務委託に関する入札公告\(施設課\)](#)
- [県道東京所沢線の区域変更\(川越県土整備事務所\)](#)
- [県道立川所沢線の区域変更\(川越県土整備事務所\)](#)
- [県道所沢府中線の区域変更\(川越県土整備事務所\)](#)
- [県道吉場安行東京線の供用の開始\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [公告対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物の認定\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [県立4病院の灯油\(平成25年度4月・5月分\)の調達に関する入札公告\(経営管理課\)](#)

正誤

- [埼玉県告示第1606号中訂正\(森づくり課\)](#)
- [埼玉県川越建築安全センター所長告示第18号中訂正\(川越建築安全センター\)](#)

告 示

埼玉県告示第百七十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年二月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年二月七日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人市民武道場志陽館
- 三 代表者の氏名
仲島 行男
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川口市芝中田二丁目八番二十八号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、市民に対し日本古来の文化と武道を啓蒙し、身体の鍛錬はもとより、礼節を重んじ道徳心を高め、強い心と豊かな人格を形成し、青少年育成に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第百七十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十五年二月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年二月四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ふる里振興研究会
- 三 代表者の氏名
増田 幹男
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県幸手市大字上吉羽二百七十一番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、幸手市民の福利増進のため、ふる里ふれあい貸農園を運営し、新鮮で安心、うまい食材を収穫する喜びを味わう。さらに、伝統ある農産加工等食文化の継承と創作に努め、地域の誰もが豊かに暮らせる社会を創造する。

告 示

埼玉県告示第百七十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十五年二月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年二月八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人幸手げんき社
- 三 代表者の氏名
島田 正己
青田 藤雄
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県幸手市緑台一丁目六十番五号 オリオンビル一階
- 五 定款に記載された目的
この法人は、高齢者や障害者（以下、「高齢者等」という。）に対して働く場を提供するとともに、子育て中の主婦や独居老人の支援並びに各種教室等の運営等の活動をおして地域経済の活性化と高齢者等の健康増進を図ることを目的とする。

告 示

埼玉県告示第百七十五号

埼玉県土地利用基本計画を平成二十五年二月四日に変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

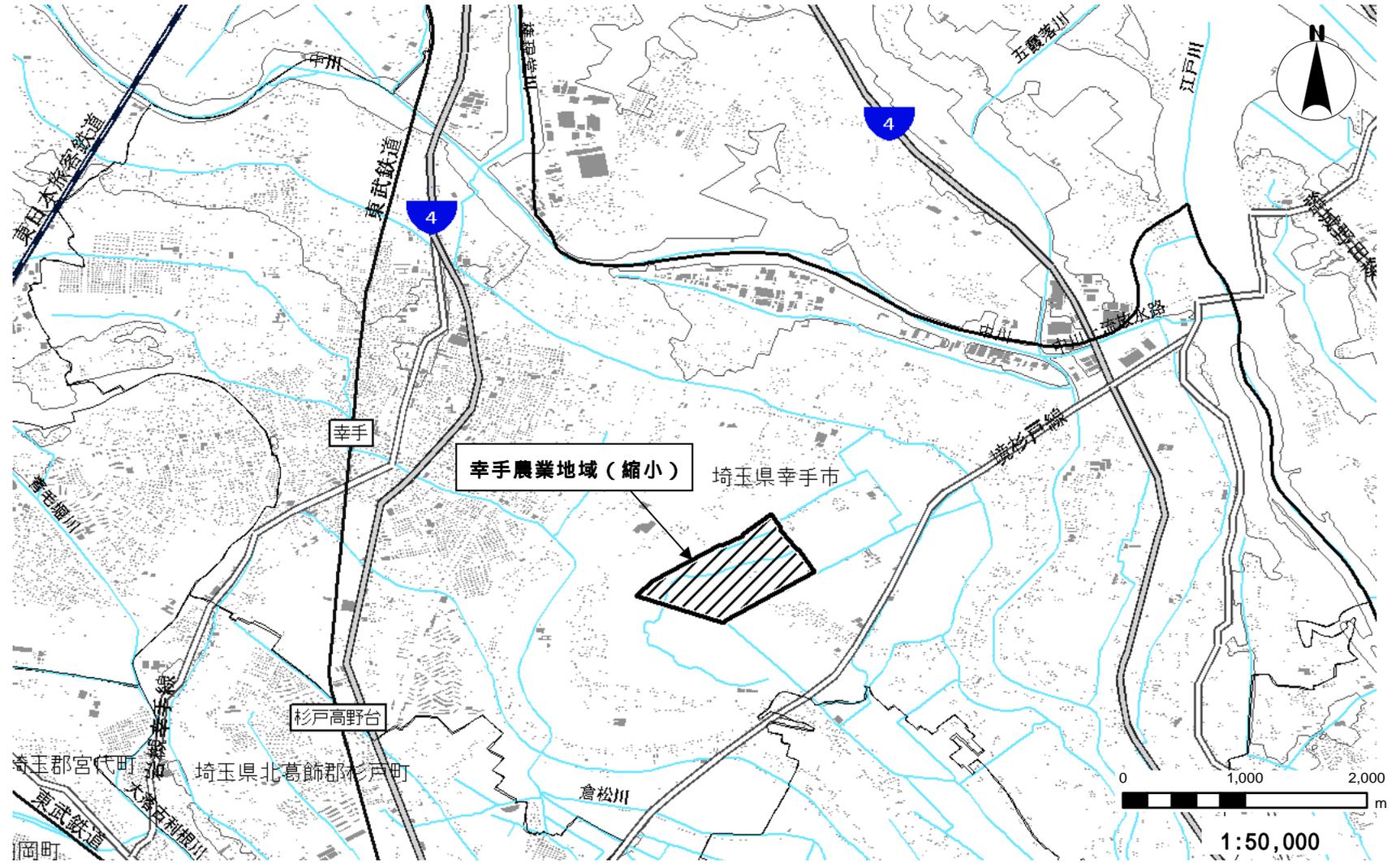
平成二十五年二月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

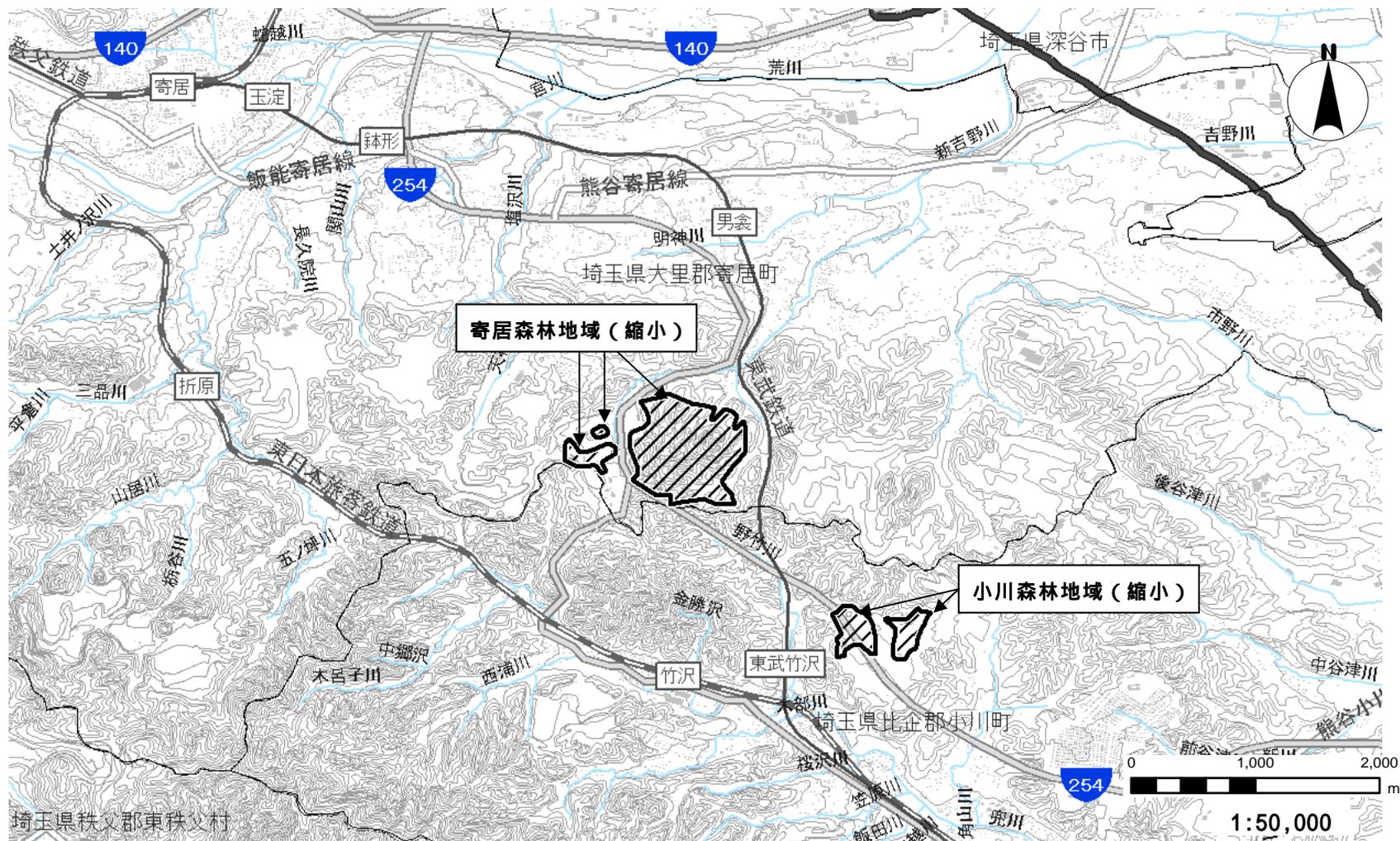
土地利用基本計画図の変更

- 一 幸手市の区域
- 別図1のとおり、農業地域五十ヘクタールを縮小
- 二 比企郡小川町の区域
- 別図2のとおり、森林地域二十六ヘクタールを縮小
- 三 大里郡寄居町の区域
- 別図2のとおり、森林地域五十六ヘクタールを縮小

別図 1



別図2



告 示

埼玉県告示第百七十六号

埼玉県土地利用基本計画を平成二十五年二月四日に変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十五年二月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

土地利用基本計画書の変更

別紙のとおり

別紙

埼玉県土地利用基本計画書

埼玉県土地利用基本計画策定の趣旨

埼玉県土地利用基本計画（以下「基本計画」という。）は、国土利用計画法第9条の規定に基づき、埼玉県の区域において、適正かつ合理的な県土利用を図るため、国土利用計画全国計画及び埼玉県国土利用計画を基本として策定したものです。

この基本計画は、現在から将来にわたっての県土利用の基本的方向及び県土利用に関する原則、調整指導方針を示すもので、国土利用計画法に基づく土地取引規制や遊休土地に関する措置、また土地利用に関する他の諸法律に基づく開発行為の規制やその他の措置を実施するに当たっての基本となる計画です。

つまり基本計画は、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法（以下「個別規制法」という。）に基づく諸計画相互の調整機能を果たすとともに、土地取引については直接的に、開発行為については個別規制法を通じて間接的に、規制の基準としての役割を果たすものです。

また、基本計画は埼玉県における県政運営の基本となる埼玉県5か年計画との整合を図り、埼玉県国土利用計画と相まって、埼玉県が目指す将来像を実現するための県土利用に関する規準として運用するものです。

1 土地利用の基本方向

(1) 県土の利用の基本方向

県土は、現在と将来における県民のための限られた財産であり、生活及び生産を通じた諸活動の共通の基盤です。したがって、県土の利用は、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件を生かし、公共の福祉を優先させ、県民の健康で文化的な生活環境の確保及び地域の特性に応じた発展を進めながら、これからの本県の針路「安心の確立、成長の実現、そして自立自尊の埼玉へ」を踏まえ、総合的かつ計画的に行わなければなりません。

第4次埼玉県国土利用計画に定められた次の基本方針により県土利用を行うものとしします。

ア 県土の有効利用

県土は、現在及び将来における県民のための限られた財産であることから、「計画的かつ有効に県土利用を図ること」を基本としします。

開発圧力が低下し、低未利用地が増加していく中で、従来型の土地利用規制だけではなく、適正な土地利用への誘導策を講じていきます。

また、社会経済状況の変化にあわせて、土地利用に関する計画の見直しを積極的に進めます。

農用地及び森林については、農林業の生産活動の場としての役割とともに、ゆとりある自然空間や環境教育の場としての役割にも配慮しつつ、適正な保全と耕作放棄地等の解消を図ります。

住宅地の需要については、地域の実情に応じた土地の高度利用や低未利用地の有効利用を促進します。あわせて、無秩序な市街化を防止し、計画的に良好な市街地の形成と再生を進めることにより、集約型都市の形成を図ります。

工業用地などの需要については、既成の工業用地などの有効利用を図ります。

また、新たに工業用地などを確保する必要がある場合は、計画開発を基本に地域の特性を生かした産業基盤整備へ誘導するとともに、乱開発による周辺環境の悪化を抑止します。

なお、農用地や森林から住宅地、工業用地などへの土地利用転換については、元の土地利用に復元することが困難であり、かつ、生態系をはじめとする自然循環系に影響を与えることなどから、慎重な配慮の下で計画的に行うものとします。

イ 人と自然が共生し、美しくゆとりある県土利用

(ア) 人と自然が共生する県土利用

本県は、首都圏にあって重要な都市機能を担う一方、秩父の山々や武蔵野の平地林などの貴重な自然や見沼田圃、三富新田などに代表される豊かな田園風景が残されています。

このことから、生活環境と自然環境との共生関係を作り出し、豊かな環境を将来の世代に引き継げるように計画的な土地利用を進めます。

そのため、循環型社会の形成に向けて廃棄物の適正な処理を行うための広域的・総合的な施策を進めるとともに、産業廃棄物の不適正処理対策及び土壌汚染の適切な調査や対策を推進します。

また、低炭素社会への転換を図るため、太陽光を中心とした再生可能エネルギーの導入や徹底した省エネルギー化などを総合的に進めるエコタウンの整備を推進します。

都市的土地利用への転換に当たっては、地域の原風景に配慮するとともに、施設整備の際には、周辺環境との調和に留意して工法を選定するなど、貴重な自然環境の保全と生物多様性の確保に努めるものとします。

さらに、森林の再生や身近な緑の保全・創出、「川の国 埼玉」の実現に向けた川の再生の取組を進め、自然環境と共生するための県民意識を高め、県民運動へと発展させていきます。

(イ) 美しくゆとりのある県土利用

本県の特徴である発達した交通網や商業及び業務施設の集積などの都市的な魅力と、水と緑に恵まれたゆとりある田園の魅力をそれぞれ高めていくことが重要です。

このため、ゆとりある都市環境の形成、緑と水辺の豊かな環境の確保や再生、歴史的・文化的風土の保存、地域の自然的・社会的条件などを踏まえた個性ある景観の保全・形成を進めます。

ウ 安心・安全な県土利用

災害に対する地域特性を踏まえ、被災時の被害の軽減を図る「減災」の視点に立った適正な県土利用を進めます。

密集市街地の解消、地盤液状化や浸水などの被災想定区域の公表を通して災害リスクの少ない土地利用への誘導を図ります。

また、災害時の被害拡大の防止や被災後の速やかな復興を果たすため、市街地における避難場所や復興時の応急仮設住宅用地などとなるオープンスペースの確保を図ります。

農用地の持つ保水及び遊水機能、森林の持つ県土保全機能を生かし、河川管理施設などと併せて水系の総合的管理の向上を図り、県土の安全性を高めていきます。

エ 多様な主体の参画、計画的な県土利用

アからウに記した土地利用に関する基本方針を実現していくためには、県民、NPO、企業などの多様な主体の参画の下に、それぞれが連携・協働し、県土の利用を総合的かつ計画的に進めていくことが重要です。

多様な主体がそれぞれの立場を生かして県土利用に自主的に取り組むことにより、県土の保全といった直接的な効果だけでなく、地域への愛着意識の醸成や地域間交流の促進、土地所有者の管理意識を高めるといった効果が促進されます。

また、農用地、森林等の自然的土地利用の減少、人口減少等による低未利用地の増加、利便性の高い一部地区での新たな土地需要など地域の様々な課題は、地域住民等が主体となって行政とともに対応することを原則とします。

(ア) 自発的活動への支援・仕組みづくりの推進

現在、森林づくり活動、川の再生活動、地産地消の取組、更には「彩の国みどりの基金」を活用した森林の整備・保全など県民参加による様々な取組が進められています。こうした取組に参画する土地所有者、住民、企業などを県土管理や地域づくりの担い手ととらえ、それぞれの取組を支援するとともに、関係者が連携・協働できる仕組みづくりを推進します。

(イ) 土地利用の基本的な考え方についての合意形成

県土は次世代に引き継ぐかけがえのない共有財産であることから、一つの土地利用が地域に与える影響や多様な主体による県土管理への参画を踏まえ、地域における土地利用の基本的な考え方について合意形成を図っていきます。

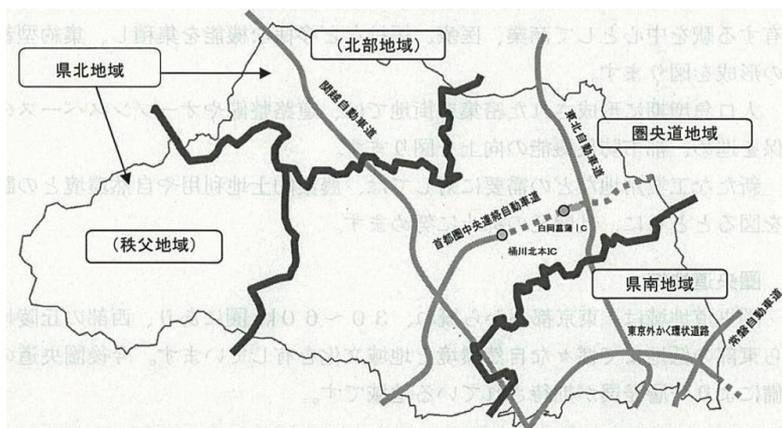
(ウ) 計画の総合的な調整

この計画の機能を高めていくため、個別規制法に基づく各種県計画等の土地利用関係計画などに本計画の趣旨を反映させるとともに、市町村基本構想をはじめ、国土利用計画(市町村計画)などの市町村計画との整合を図ります。また、関係法令を所管する国や個別規制法に基づく許可等の権限者との連携、調整を図っていきます。

(2) 地域別の土地利用の基本方向

県土の利用区分は、都心からの距離を基本とし、さらに自然的、経済的、社会的条件を考慮して定めた「埼玉県国土利用計画」の地域区分と同一とします。この計画では、県南地域、圏央道地域、県北地域(北部地域)、県北地域(秩父地域)の4区分とします。

本計画における地域区分図



本計画における地域区分

地域区分	市町村名
県南地域	さいたま市、川口市、春日部市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、八潮市、富士見市、三郷市、吉川市、ふじみ野市、三芳町、松伏町(16市2町)
圏央道地域	川越市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、東松山市、狭山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、入間市、桶川市、久喜市、北本市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、白岡市、伊奈町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村、宮代町、杉戸町(20市12町1村)
県北(北部)地域	熊谷市、本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町、寄居町(3市4町)

ア 県南地域

県南地域は、東京都心から概ね、10～30km圏にあり、東京の影響を受けやすく、早くから都市化が進行した地域です。

この地域では、都市機能が集積する一方で、貴重な緑地空間である農用地が多く残っています。都市近郊の立地条件を生かした野菜、花、植木など多彩な農業の振興を通して、農用地の有効活用を図るとともに、農業体験や都市住民との交流の取組などにより、見沼田圃や三富新田などの優れた歴史的景観の保全を図ります。

特に見沼田圃区域内は、治水機能に加え、潤いのあるゆとり空間を確保する観点から、「見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針」に基づき、農地、公園、緑地などとして土地利用を図ります。

市街地においては、ゆとりを実感できる安全で快適な住環境や防災機能の向上を図ります。また、都市としての生活利便性を維持するため、高い拠点性を有する駅を中心として商業、医療、福祉など多様な機能を集積し、集約型都市の形成を図ります。

人口急増期に形成された密集市街地では、道路整備やオープンスペースの確保を進め、都市防災機能の向上を図ります。

新たな工業用地などの需要に対しては、農業的土地利用や自然環境との調和を図るとともに、乱開発の抑止に努めます。

イ 圏央道地域

圏央道地域は、東京都心から概ね、30～60km圏にあり、西部の丘陵地から東部の低地まで様々な自然環境と地域文化を有しています。今後圏央道の整備により一層発展が期待されている地域です

東部の利根地域は県内でも有数の穀倉地帯であり、地域内ではほかにも野菜、果樹、花き類など多彩な農産物が生産されています。特に狭山茶は全国的にも有名です。

収益性の高い農業を振興するため、農業基盤整備や担い手への利用集積を計画的に行い、優良農地を確保していきます。

市街地周辺の宅地と農地が混在する地域においては、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、地域の実情に応じた計画的かつ適切な土地利用を図ります。

森林においては、木材生産の低コスト化や県産木材の安定供給体制の整備な

どにより林業の振興を図ります。また、地球温暖化防止や水源かん養機能など森林の有する多面的機能を持続的に発揮するため、機能に応じた森林整備を進めるとともに、森林ボランティア団体や企業などと連携した県民参加の森林づくりを進めます。平野部に残されている武蔵野の平地林は、その貴重な景観の保全に努めます。

市街地においては、中心市街地に商業・医療・福祉・子育て施設など多様な機能を集積し、生活利便性とゆとりが共存する都市形成を図ります。

圏央道の沿線地域においては、豊かな田園環境と調和した産業基盤づくりを推進し、多様な企業を集積を図り、地域の活性化を高めていきます。また、沿線市町及び県が連携して圏央道インターチェンジ周辺地域の資材置き場等の乱立による環境悪化の抑止に努めます。

圏央道より北の工業用地などの開発需要に対しては、関越自動車道及び東北自動車道のインターチェンジ周辺地域並びに主要幹線道路の沿線地域に誘導します。

工業用地などの誘導に当たっては、農業的土地利用や自然環境との調和を図るとともに、沿線地域の乱開発の抑止に努めます。

ウ 県北地域（北部地域）

県北地域（北部地域）は、東京都心から概ね60km以遠にあり、潤いのある豊かな自然環境や歴史・伝統などの地域資源を生かした地域活力の向上が期待されている地域です。

この地域では、利根川と荒川に挟まれた平坦で肥沃な土壌を生かし、米麦、野菜、花・植木、畜産など多様な農業が行われています。農用地の利用集積を進めるとともに、農業基盤整備を計画的に実施するなど生産性及び収益性を高めて担い手を確保し、農用地の保全を図ります。

市街地周辺の宅地と農地が混在する地域においては、地域コミュニティを維持するため、農家住宅の空き家などの低未利用地の状況に応じた計画的かつ適切な土地利用を図ります。

森林においては、木材生産の低コスト化や県産木材の安定供給体制の整備などにより林業の振興を図ります。また、地球温暖化防止や水源かん養機能など森林の有する多面的機能を持続的に発揮するため、機能に応じた森林整備を進めるとともに、森林ボランティア団体や企業などと連携した県民参加の森林づくりを進めます。

市街地においては、地元市町、商工団体及びNPOなどの取組と連携・協働して、商店街の賑わいづくりを進めるなど中心市街地の活性化を図ります。

新たな工業用地などの需要に対しては、関越自動車道インターチェンジ周辺地域及び主要幹線道路の沿線地域に誘導します。工業用地などの誘導に当たっては、農業的土地利用や自然環境との調和を図るとともに、沿線地域の乱開発の抑止に努めます。

エ 県北地域（秩父地域）

県北地域（秩父地域）は、東京都心から概ね60km以遠にあり、県民と東京都民の水源である荒川の最上流域です。

この地域は、その大部分が森林であり、緑豊かで雄大な自然環境をはじめ、多くの観光資源に恵まれており、県内有数の観光地です。農産物加工体験や観光農園など、グリーン・ツーリズムの推進や地元農産物を活用した農産加工物の開発などにより農業振興を図るとともに、農用地の保全を図ります。

森林においては、木材生産の低コスト化や県産木材の安定供給体制の整備などにより林業の振興を図ります。また、地球温暖化防止や水源かん養機能など森林の有する多面的機能を持続的に発揮するため、機能に応じた森林整備を進めるとともに、森林ボランティア団体や企業などと連携した県民参加の森林づくりを進めます。特に原生的な森林や貴重な動植物が生息や生育する森林については、適切に保全します。

市街地においては、地元市町、商工団体及びNPOなどの取組と連携・協働して活性化に努めます。

農山村部においては、地域コミュニティを維持するため、地域の実情に応じた土地利用を図ります。

新たな工業用地などの需要に対しては、農業的土地利用や自然環境との調和を図るとともに、乱開発の抑止に努めます。

2 土地利用の調整

(1) 五地域区分の設定

五地域（都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域）については、別図「土地利用基本計画図」により設定しました。

なお、それぞれの地域区分、細区分の基準等はア及びイのとおりです。

ア 五地域区分の基準

土地利用基本計画図における地域区分は、原則として次に掲げる個別規制法の土地利用規制の現況を基礎とし、更にそれぞれの地域の指定、変更、廃止等の手続きが速やかに了すると認められるものについては、適宜修正を加え、設定していくものとします。

五地域	定義
都市地域	都市計画法第5条により都市計画区域として指定されている又は指定されることが予定されている地域
農業地域	農業振興地域の整備に関する法律第6条により農業振興地域として指定されている又は指定されることが予定されている地域
森林地域	森林法第2条第3項による国有林の区域又は同法第5条第1項による地域森林計画の対象となる民有林の区域として定められている又は定められることが予定されている地域
自然公園地域	自然公園法第5条又は埼玉県立自然公園条例（昭和33年4月1日条例第15号）第4条により自然公園として指定されている又は指定されることが予定されている地域
自然保全地域	自然環境保全法第22条又は埼玉県自然環境保全条例（昭和49年3月28日条例第4号）第14条により自然環境保全地域として指定されている又は指定されることが予定されている地域

イ 細区分の内容

五地域区分の土地利用規制に直接的に関連する次の区域、地域、地区等は、その指定の現況の範囲を五地域の細区分としています。

五地域	細区分	細区分の定義
都市地域	市街化区域	都市計画法第7条第1項による市街化区域
	市街化調整区域	都市計画法第7条第1項による市街化調整区域
	用途地域	市街化区域及び市街化調整区域との区分が定められていない都市計画区域にあって、都市計画法第8条第1項第1号による用途地域
農業地域	農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に定める地域
森林地域	国有林	森林法第2条第3項による国有林の区域
	地域森林計画対象民有林	森林法第5条第1項による地域森林計画に係る民有林の区域
	保安林	森林法第25条第1項及び第25条の2第2項による指定区域

自然公園 地域	特別保護地区	自然公園法第21条第1項による指定区域
	特別地域	自然公園法第20条第1項及び埼玉県立自然公園条例第12条第1項による指定区域
	普通地域	自然公園法第33条第1項及び埼玉県立自然公園条例第14条第1項による指定区域
自然保全 地域	特別地区	自然環境保全法第25条第1項及び埼玉県自然環境保全条例第17条第1項による指定区域
	普通地区	自然環境保全法第28条第1項及び埼玉県自然環境保全条例第19条第1項による指定区域

(2) 土地利用の原則

本県における土地利用は、1に示した土地利用の基本方向を基本として、土地利用基本計画図に図示された都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の五地域ごとに次の原則に従って適正に行うものとします。

なお、土地利用規制の観点から見て無秩序な施設立地などの問題が生じるおそれのある地域においては、制度的的確な運用などの検討を通じて、地域の自然環境を保全しながら、地域の実情に応じた総合的で計画的な土地利用を図ります。

五地域のいずれにも属さない地域においては、この地域の特性と周辺地域との関連性などを考慮して、適正な土地利用を図ります。

また、ゴルフ場の新規立地は規制します。

ア 都市地域

都市地域は、一体の都市として総合的に開発し、整備し、保全する必要がある地域です。

都市地域の土地利用については、防災機能の向上や環境に配慮した都市の形成を図るとともに、自然環境の保全、回復、創造を図ります。そして、市街化区域（都市計画法第7条第1項による市街化区域をいう。以下同じ。）又は用途地域（都市計画法第8条第1項第1号による用途地域をいう。以下同じ。）では、機能的な都市基盤の整備をはじめ、地域の実情に応じて、密集市街地での適切な土地の高度利用や低未利用地の有効活用により、地域の防災拠点となる公園などのオープンスペースの確保を図るとともに、宅地を計画的に確保して整備し、質の高い良好な生活環境の形成を図ることを基本とします。

また、子育て世代や高齢者、障害者などすべての県民が、地域特性に応じた望ましい居住水準と豊かな生活環境を備えた、安心・安全で快適な住生活を享

受することができるよう、生活関連施設の計画的整備を進めながら、必要な用地の確保を図ります。

(7) 市街化区域（都市計画法第7条第1項による市街化区域をいう。以下同じ。）

安全性、快適性、利便性などに十分配慮し、市街地の開発、交通体系の整備、上下水道その他の都市施設の整備を計画的に推進します。

この地域内の良好な生活環境を形成する農地（生産緑地）、樹林地、水辺地などの緑地の適切な保全、回復、創造を図ります。

(1) 市街化調整区域（都市計画法第7条第1項による市街化調整区域をいう。以下同じ。）

開発区域の周辺における市街化を促進する恐れがなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる開発行為など特定の場合を除いて、都市的な利用を避け、農地をはじめ、樹林地、水辺地などの緑地の保全、回復、創造を図ります。

(9) 市街化区域と市街化調整区域との区分が定められていない都市計画区域用途地域については、市街化区域における土地利用に準じます。

用途地域外の地域においては、自然環境をはじめ、農地や森林などの保全に留意して、農地や森林としての利用との調整を図りながら、都市的な利用を計画的に誘導します。

イ 農業地域

農業地域は、農地などとして利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域です。

農業地域の土地利用については、農地などが食料供給のための最も基礎的な土地資源であるとともに、良好な生活環境や自然環境を生み出したり、県土の保全や保水機能を有するなど多面的かつ重要な機能を持っていることから、現況の農地などは、できる限り農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号による農用地等として利用すべき土地の区域をいう。以下同じ。）に含め、その保全を図ります。

また、担い手を確保して耕作放棄地の解消と発生抑制を進め、適正な土地利用を図ります。

(7) 農用地区域

農業生産の基盤として確保されるべき土地であることから、土地改良、農地造成などの農業生産基盤の整備を計画的に推進するとともに、他用途への転用は行わないものとします。

(イ) 農用地区域を除く農業地域内

都市計画など農業以外の土地利用計画との調整を終えていない地域や農業以外の土地利用計画がない地域では、農業生産性の高い農地をはじめ、集団的に存在している農地、農業に対する公共投資の対象となった農地（以下「優良農地」という。）の転用は、原則として行わないものとします。

農業以外の土地利用計画との調整を終えた場合には、その計画などを尊重するものとします。なお、優良農地の転用を行う場合であっても、その順位を遅らせるように努めます。

ウ 森林地域

森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持、増進を図る必要がある地域です。

森林地域の土地利用については、森林が木材生産などの経済的機能を持つとともに、県土の保全、水源かん養、二酸化炭素の吸収、保健休養、自然環境の保全などの公益的機能を通じて県民生活に大きく寄与していることから、必要な森林の保全や創造を図るとともに、森林の有する諸機能が十分に発揮されるよう、その整備を図ります。

(ア) 保安林（森林法第25条第1項及び第25条の2第2項による保安林をいう。以下同じ。）

県土の保全、水源かん養、生活環境の保全などの諸機能の積極的な維持、増進を図るべきものであることから、適正な管理を行うとともに、他用途への転用は行わないものとします。

なお、公益上の理由による転用の場合でも、慎重な検討を行い、また、必要な保安林については、新たに指定します。

(イ) 保安林以外の森林地域

経済的機能や公益的機能の維持、増進を図り、林地の保全に特に留意すべき森林をはじめ、育成方法を特定されている森林、水源として高い機能を有する森林、適正に管理されている人工林又はこれに準ずる天然林など、機能の高い森林は、できる限り他用途への転用を避けるものとします。

なお、森林を他用途へ転用する場合には、周辺地域にある森林の長期的な維持、管理と林業経営の安定に留意しながら、災害の発生、自然環境の悪化などの支障をきたさないよう十分考慮するものとします。

エ 自然公園地域

自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護と利用の増進を図る必要がある地域です。

自然公園地域の土地利用については、自然公園が優れた自然の風景地であり、その利用を通じて県民の保健休養と自然とのふれあいの場としての利用に資するものであることから、優れた自然環境を適正に保全し、その有効な利用を図るものとします。

(ア) 特別保護地区（自然公園法第21条第1項による特別保護地区をいう。以下同じ。）

指定の趣旨に即して、景観の厳正な維持を図るものとします。

(イ) 特別地域（自然公園法第20条第1項及び埼玉県立自然公園条例第12条第1項による特別地域をいう。以下同じ。）

風致の維持を図るものであることから、土地利用の変更は、できる限り避けるものとします。

(ウ) 普通地域（自然公園法第33条第1項及び埼玉県立自然公園条例第14条第1項による普通地域をいう。以下同じ。）

できる限り風景の保護を図り、土地利用を変更する場合には、自然公園の利用と風景地の保護に支障をきたすことのないよう十分配慮するものとします。

オ 自然保全地域

自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域です。

自然保全地域の土地利用については、自然環境が人間の健康的で文化的な生活に欠くことのできないものであることから、広く県民が、その恵沢を享受するとともに、将来の県民に、自然環境を継承することができるよう積極的に保全を図るものとします。

(ア) 特別地区（自然環境保全法第25条第1項及び埼玉県自然環境保全条例第17条第1項による特別地区をいう。以下同じ。）

指定の趣旨に即して、特定の自然環境の状況が損われないよう適正な保全を図るものとします。

(イ) 普通地区（自然環境保全法第28条第1項及び埼玉県自然環境保全条例第19条第1項による普通地区をいう。以下同じ。）

原則として土地の利用目的を変更しないものとします。

(3) 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域又は自然保全地域のうち2地域が重複する地域においては、次に掲げる調整指導方針に即し、また3以上の地域が重複する地域においては、次に掲げる調整指導方針におけるそれぞれの関係

から見た優先順位、指導の方向などを考慮して、1の(2)に掲げる地域別の土地利用の基本方向に沿った適正で合理的な土地利用を図るものとします。

ア 都市地域と農業地域とが重複する地域

(ア) 市街化区域と用途地域（市街化区域内の用途地域を除く。以下同じ。）とを除く都市地域と、農用地区域とが重複する場合

農用地としての利用を優先するものとします。

(イ) 市街化区域と用途地域とを除く都市地域と、農用地区域以外の農業地域とが重複する場合

土地利用の現況を留意して、農業上の利用との調整を図りながら、その他の用途の利用を認めるものとします。

イ 都市地域と森林地域とが重複する地域

(ア) 都市地域と保安林の区域とが重複する場合

保安林としての利用を優先するものとします。

(イ) 市街化区域・用途地域と、保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合
原則として都市的な利用を優先しますが、緑地としての森林の保全と機能保持に努めるものとします。

(ウ) 市街化区域と用途地域とを除く都市地域と、保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合

森林としての利用の現況に留意して、森林としての利用との調整を図りながら、その他の用途の利用を認めるものとします。

ウ 都市地域と自然公園地域とが重複する地域

(ア) 市街化区域・用途地域と、普通地域とが重複する場合

自然公園としての機能をできる限り維持するように調整を図りながら、その他の用途の利用を認めるものとします。

(イ) 市街化区域と用途地域とを除く都市地域と、特別地域とが重複する場合
自然公園としての保護と利用を優先するものとします。

(ウ) 市街化区域と用途地域とを除く都市地域と、普通地域とが重複する場合
自然公園としての機能をできる限り維持するように調整を図るものとします。

エ 都市地域と自然保全地域とが重複する地域

(ア) 市街化区域と用途地域とを除く都市地域と、特別地区とが重複する場合
自然環境としての保全を優先するものとします。

(イ) 市街化区域と用途地域とを除く都市地域と、普通地区とが重複する場合
原則として自然環境としての保全を優先するものとします。

オ 農業地域と森林地域とが重複する地域

(ア) 農業地域と保安林の区域とが重複する場合

保安林としての利用を優先するものとします。

(イ) 農用地区域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合

原則として農用地としての利用を優先しますが、農業上の利用との調整を図りながら、森林の利用を認めるものとします。

(ウ) 農用地区域以外の農業地域と、保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合

森林としての利用を優先しますが、森林としての利用との調整を図りながら、農業上の利用を認めるものとします。

カ 農業地域と自然公園地域とが重複する地域

(ア) 農業地域と特別地域とが重複する場合

自然公園としての保護と利用を優先するものとします。

(イ) 農用地区域と普通地域とが重複する場合

農用地としての利用を優先するものとします。

(ウ) 農用地区域以外の農業地域と普通地域とが重複する場合

両地域が両立するように調整を図るものとします。

キ 農業地域と自然保全地域とが重複する地域

(ア) 農業地域と特別地区とが重複する場合

自然環境としての保全を優先するものとします。

(イ) 農用地区域と普通地区とが重複する場合

両地域が両立するように調整を図るものとします。

(ウ) 農用地区域外の農業地域と普通地区とが重複する場合

自然環境として保全されるように調整を図るものとします。

ク 森林地域と自然公園地域とが重複する地域

両地域が両立するように調整を図るものとします。

ケ 森林地域と自然保全地域とが重複する地域

自然環境として保全されるように調整を図るものとします。

3 土地利用基本計画の管理

(1) 土地利用基本計画の推進体制

ア 庁内の推進体制

土地利用基本計画は、土地利用行政に関するマスタープラン機能や個別規制法の計画・規制に係る総合調整機能を有しており、各個別規制法はこの土地利用基本計画に即してそれぞれの土地利用規制を運用することが求められてい

ます。

このため、庁内の土地利用に関連する課で構成する土地利用計画調整会議の場において、大規模開発や広域的な土地利用に係る計画策定時の調整・協議とともに情報共有を図り、県内で生じている土地利用上の課題について検討するなど、本計画が有する総合調整機能を有効に発揮させ、実効性を高めていきます。

イ 市町村との連携

地方分権の進展とともにまちづくりにおける市町村の役割が大きくなり、土地利用規制に関する権限の市町村への移譲も進んでいます。庁内調整だけでは土地利用基本計画の総合調整機能が十分発揮できない面があります。

このため、本計画の策定に当たっては、個別規制法を所管する課を通じて市町村の実情や課題の把握に努めるとともに、市町村の意見を聴いて本計画に反映させました。

市町村が本計画に即して各個別規制法を運用できるように、必要な情報提供や意見交換など積極的に連携・調整を図っていきます。

(2) 土地利用基本計画の点検

土地利用基本計画の実効性を保つためには、社会経済状況に沿ったものであることが求められます。

土地利用基本計画は、国土利用計画を基本として策定され、一体として運用されるべき計画であることから、埼玉県国土利用計画の点検評価結果に基づいて必要な見直しを行います。

また、各個別規制法及びそれに基づく計画と相互に矛盾なく一体性を保つ必要があることから、各個別規制法の改正や制度改正あるいは計画改定時にはそれらの内容を点検し、必要に応じて土地利用基本計画の見直しを行います。

告 示

埼玉県告示第百七十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十五年二月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県電子入札共同システム稼働環境提供業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から平成31年3月31日（日）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県総務部入札企画課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成22年埼玉県告示第1075号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 「ISO/IEC 27001」又は「JIS Q 27001」の認証を取得している者であること。

(6) 総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用した電子入札システムの開発若しくは運用業務を請け負い、誠実に履行した実績のある者又は総合行政ネットワークASPファシリティサービスリストに登録されているIDCを運営している者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札企画課総務・電子入札システム担当 町田、三宅 電話048-830-2721（直通）

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年3月28日（木）正午まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年3月27日（水）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年3月27日（水）午後5時まで

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札企画課 平成25年3月28日（木）午後1時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成25年3月11日（月）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成25年2月20日（水）午後5時までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資

格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話
048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Hosting service of the Saitama Electronic Bidding System

(2) Deadline for Submissions:

By registered mail or in person: 5:00 p.m., March 27, 2013

By the electronic bidding system: 12:00 noon, March 28, 2013

(3) Contact Information:

Bidding Services Planning Division, General Affairs Department,
Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, 330-9301

Tel. 048-830-2721

告 示

埼玉県告示第百七十八号

坂戸市から坂戸都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十五年二月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百七十九号

新座市から新座都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十五年二月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百八十号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十五年二月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

手術器材 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成25年4月1日(月)から平成26年3月31日(月)まで

(4) 履行場所

埼玉県総合リハビリテーションセンター長が指定する場所

(5) 入札方法

入札は、本県が示す予定数量及び入札者が見積もった単価に従って計算した総価で行うものとする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成22年埼玉県告示第1075号)に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされ、「医療機器」に登録している者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 薬事法(昭和35年法律第145号)第39条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。

(6) 購入する手術器材について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒362-8567 埼玉県上尾市西貝塚148番1 埼玉県総合リハビリテーションセンター管財・用度担当 柴田 電話048-781-6744(直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

平成25年3月7日(木)から上記(1)の交付場所において交付する。

- (3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県総合リハビリテーションセンターB棟2階第2会議室 平成25年3月28日(木)午後1時30分

- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県総合リハビリテーションセンター管財・用度担当 平成25年3月27日(水)午後5時(必着)

なお、書留郵便によること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成25年3月15日(金)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) 手続における交渉の有無
無
- (8) 競争入札参加資格の付与
上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成25年2月20日（水）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。
- (9) 支払条件
発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。
- (10) 平成25年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。
- (11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature of Services Required:
Bid for the purchase of prosthetic joints for use at the Saitama Rehabilitation Center.
- (2) Deadline for Submissions:
By mail: 5:00 p.m., March 27, 2013
In person: 1:30 p.m., March 28, 2013
- (3) Contact Point for More Information:
Management Service Division, Saitama Rehabilitation Center
NishiKaitsuka 148-1, Ageo-shi, Saitama-ken 362-8567

Ph. 048-781-6744

告 示

埼玉県告示第百八十一号

三芳町から富士見都市計画事業三芳町富士塚土地区画整理事業の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

平成二十五年二月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十五年二月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問合せ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部公園スタジアム課

電話 四八 八三 五四〇三

ロ 埼玉県春日部市中央六丁目二番地

春日部市建設部公園緑地課

電話 〇四八 七三六 一一一一（内線三六三四）

番号	一
都市計画の区域名	春日部
市町村名	春日部市
都市計画の種類及び名称	都市計画公園
公聴会 期日及び時間	平成二十五年三月二十一日午後二時から
公聴会 場 所	春日部市総合体育館（ウイング・ハット春日部）埼玉県春日部市谷原新田千五百五十七番地一
公述申出書 提出期間	平成二十五年二月十五日から同年三月一日まで
公述申出書 提 出 先	埼玉県都市整備部公園スタジアム課
都市計画の構想 閲覧期間	平成二十五年二月十五日から同年三月一日まで（日曜日及び土曜日を除く。）
都市計画の構想 閲覧場所	埼玉県都市整備部公園スタジアム課、埼玉県越谷県土整備事務所、春日部市建設部公園緑地課

公 述 申 出 書

平成25年2月15日付け埼玉県報に登載された春日部都市計画公園の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事 上田 清司

公述申出人

住 所

氏 名

印

連絡先(電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

(1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。

(2) 楷書で横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第百八十三号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条の規定による処分について、同法第六十九条第一項の規定により、聴聞を次のとおり公開で行う。

平成二十五年二月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 聴聞の日時及び被聴聞者

聴聞の日時	被聴聞者の商号又は名称	被聴聞者の氏名（法人にあっては代表者の氏名）	被聴聞者の主たる事務所の所在地
平成二十五年三月六日午後一時三十分	アイランドホーム株式会社	齊藤淑則	埼玉県所沢市東狭山ヶ丘一丁目六十五番地の二

二 聴聞の場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十三番二号

衛生会館 五二一会議室

告 示

埼玉県告示第百八十四号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十五年二月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立春日部高等学校ほか32校で使用する電気
予定使用電力量11,874,700キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間

平成25年5月1日(水)から平成26年4月30日(水)まで

(4) 需要場所

埼玉県立春日部高等学校ほか32校

(5) 入札方法

入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価及び使用電力量に対する単価を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価とする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 国又は地方公共団体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の許可(同条第2項に規定する一般電気事業の許可に限る。)を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定により特定規模電気事業の届出を行っている者であること。

- (6) 調達案件について、仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 浮ヶ谷、横山
電話048-830-6642（直通）
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
平成25年2月18日（月）以後上記(1)の交付場所において交付する（事前に関電話により連絡すること。）。
- (3) 入札及び開札の場所並びに日時
埼玉県庁第二庁舎10階教育局ヒアリング室 平成25年3月28日（木）午後2時
- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限
埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 平成25年3月27日（水）午後5時
なお、書留郵便によること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金
入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- イ 契約保証金
契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成25年3月13日（水）午後5時までに持参し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Services Required:

Electricity for use at the Saitama Prefectural Kasukabe High School including 32 other schools (estimated kW/h: 11,874,700 kW/h)

(2) Deadline for Submissions:

By registered mail: 5:00 pm, March 27, 2013

In person: 2:00 pm, March 28, 2013

(3) Contact Information:

Financial Affairs Division, Education and General Affairs

Department, Education Bureau, Board of Education,

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi 330-9301

Tel. 048-830-6642

告 示

埼玉県告示第百八十五号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十五年二月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立川越高等学校ほか34校で使用する電気
予定使用電力量12,412,900キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間

平成25年5月1日(水)から平成26年4月30日(水)まで

(4) 需要場所

埼玉県立川越高等学校ほか34校

(5) 入札方法

入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価及び使用電力量に対する単価を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価とする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 国又は地方公共団体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の許可(同条第2項に規定する一般電気事業の許可に限る。)を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定により特定規模電気事業の届出を行っている者であること。

- (6) 調達案件について、仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 浮ヶ谷、横山
電話048-830-6642（直通）
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
平成25年2月18日（月）以後上記(1)の交付場所において交付する（事前に関電話により連絡すること。）。
- (3) 入札及び開札の場所並びに日時
埼玉県庁第二庁舎10階教育局ヒアリング室 平成25年3月28日（木）午後2時
- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限
埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 平成25年3月27日（水）午後5時
なお、書留郵便によること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金
入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- イ 契約保証金
契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成25年3月13日（水）午後5時までに持参し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Services Required:

Electricity for use at the Saitama Prefectural Kawagoe High School including 34 other schools (estimated kW/h: 12,412,900 kW/h)

(2) Deadline for Submissions:

By registered mail: 5:00 pm, March 27, 2013

In person: 2:00 pm, March 28, 2013

(3) Contact Information:

Financial Affairs Division, Education and General Affairs

Department, Education Bureau, Board of Education,

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi 330-9301

Tel. 048-830-6642

告 示

埼玉県告示第百八十六号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十五年二月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立浦和高等学校ほか32校で使用する電気
予定使用電力量10,428,500キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間

平成25年5月1日(水)から平成26年4月30日(水)まで

(4) 需要場所

埼玉県立浦和高等学校ほか32校

(5) 入札方法

入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価及び使用電力量に対する単価を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価とする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 国又は地方公共団体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の許可(同条第2項に規定する一般電気事業の許可に限る。)を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定により特定規模電気事業の届出を行っている者であること。

- (6) 調達案件について、仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 浮ヶ谷、横山
電話048-830-6642（直通）
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
平成25年2月18日（月）以後上記(1)の交付場所において交付する（事前に関電話により連絡すること。）。
- (3) 入札及び開札の場所並びに日時
埼玉県庁第二庁舎10階教育局ヒアリング室 平成25年3月28日（木）午後2時
- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限
埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 平成25年3月27日（水）午後5時
なお、書留郵便によること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金
入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- イ 契約保証金
契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成25年3月13日（水）午後5時までに持参し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Services Required:

Electricity for use at the Saitama Prefectural Urawa High School including 32 other schools (estimated kW/h: 10,428,500 kW/h)

(2) Deadline for Submissions:

By registered mail: 5:00 pm, March 27, 2013

In person: 2:00 pm, March 28, 2013

(3) Contact Information:

Financial Affairs Division, Education and General Affairs

Department, Education Bureau, Board of Education,

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi 330-9301

Tel. 048-830-6642

告 示

埼玉県告示第百八十七号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十五年二月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立熊谷高等学校ほか18校で使用する電気
予定使用電力量6,910,100キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間

平成25年5月1日(水)から平成26年4月30日(水)まで

(4) 需要場所

埼玉県立熊谷高等学校ほか18校

(5) 入札方法

入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価及び使用電力量に対する単価を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価とする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 国又は地方公共団体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の許可(同条第2項に規定する一般電気事業の許可に限る。)を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定により特定規模電気事業の届出を行っている者であること。

- (6) 調達案件について、仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 浮ヶ谷、横山
電話048-830-6642（直通）
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
平成25年2月18日（月）以後上記(1)の交付場所において交付する（事前に関電話により連絡すること。）。
- (3) 入札及び開札の場所並びに日時
埼玉県庁第二庁舎10階教育局ヒアリング室 平成25年3月28日（木）午後2時
- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限
埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 平成25年3月27日（水）午後5時
なお、書留郵便によること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金
入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- イ 契約保証金
契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成25年3月13日（水）午後5時までに持参し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Services Required:

Electricity for use at the Saitama Prefectural Kumagaya High School including 18 other schools (estimated kW/h: 6,910,100 kW/h)

(2) Deadline for Submissions:

By registered mail: 5:00 pm, March 27, 2013

In person: 2:00 pm, March 28, 2013

(3) Contact Information:

Financial Affairs Division, Education and General Affairs

Department, Education Bureau, Board of Education,

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi 330-9301

Tel. 048-830-6642

告 示

埼玉県告示第百八十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十五年二月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

無線自動車動態管理システム車載装置の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成25年11月1日(金)から平成32年10月31日(土)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成22年埼玉県告示第1075号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 押田 電話048-832-0110 内線2247 ファク
シミリ048-824-4607

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年3月28日（木）午前10時20分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年3月27日（水）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年3月28日（木）午前10時20分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成25年3月28日（木）午前10時30分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった入札金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、落札金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成25年3月14日（木）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類

を平成25年2月20日(水)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

平成25年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Vehicle-Locating System equipment for radio vehicles Quantity: 386
- (2) Time limit for the tender:By the electronic tender system;By 10:20 a.m. March 28, 2013 By mail;5:00p.m. March 27, 2013 In person;10:20 a.m. March 28, 2013
- (3) Contact point for the notice: Property Management Section, Finance Division, Financial Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago,Urawa-Ku,Saitama-shi,Saitama-ken 330-8533,Telephone; 048-832-0110 Ext.2247

告 示

埼玉県告示第百八十九号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十五年二月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

電子複写機用再生紙 3 品目の単価契約 25,950箱 (A 4 版 25,000箱 A 3 版 800箱 B 4 版 150箱)

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び物品仕様書による。

(3) 契約期間

契約締結日から平成26年3月31日(月)まで

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、本県が示す予定数量及び入札者が見積もった品目ごとの単価に従って計算した総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成24年埼玉県告示第1086号)に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 押田 電話048-832-0110 内線2244

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年4月9日（火）午後1時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年4月8日（月）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年4月9日（火）午後1時30分まで

なお、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成24年4月9日（火）午後2時00分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった入札金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じ

た額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、落札金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を次のいずれかの方法で平成25年4月5日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成25年2月20日（水）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話

048-830-5775 (直通))へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

平成25年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該契約の金額に減額等があったときは、調達手続きを延期し、又は停止することがある。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased

Papers for electronic copying machines: A4 size (25,000 boxes),
A3 (800 boxes), B4 (150 boxes)

(2) Time limit for tender:By the electronic tendar system;By 1:30 p.m.,

April 9, 2013 By mail;5:00p.m. April 8, 2013 In person;1:30 a.m. April 9 , 2013

(3) Contact point for the notice: Property Management Section, Finance

Division, Financial Bureau, General Affairs Department, Saitama
Prefectural Police

Headquarters, 3-15-1 Takasago,Urawa-Ku,Saitama-shi,Saitama-ken 330-8533,

Telephone; 048-832-0110 Ext.2244

告 示

埼玉県告示第百九十号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十五年二月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

トヨタ社製四輪車両用純正部品ほか3品目の単価契約

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

平成25年4月1日(月)から平成26年3月31日(月)まで

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、本県が示す購入予定額及び入札者が見積もったメーカー部品ごとの購入歩掛率に従って計算した総価で行うものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成22年埼玉県告示第1075号)に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされ、「自動車用品」に登録している者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場

所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 押田 電話048-832-0110 内線2245

(2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

(3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

(4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年3月28日(木)午前10時50分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年3月27日(水)午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年3月28日(木)午前10時50分まで

なお、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。

(5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成25年3月28日(木)午前11時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった入札金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、

免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、落札金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を次のいずれかの方法で平成25年3月22日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成25年2月20日（水）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を

受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

平成25年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該契約の金額に減額等があったときは、調達手続きを延期し、又は停止することがある。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased

The unit-price contract of 3(besides the brand-name parts for Toyota four-wheeled vehicles) items

(2) Time limit for tender:By the electronic tender system;By 10:50 a.m.,

March 28, 2013 By mail;5:00p.m. March 27, 2013 In person;10:50 a.m. March 28, 2013

(3) Contact point for the notice: Property Management Section, Finance

Division, Financial Bureau, General Affairs Department, Saitama

Prefectural Police

Headquarters, 3-15-1 Takasago,Urawa-Ku,Saitama-shi,Saitama-ken 330-8533,

Telephone; 048-832-0110 Ext.2245

告 示

埼玉県告示第百九十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十五年二月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

信号制御システム等保守業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成25年4月1日(月)から平成26年6月30日(月)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県警察本部総務部財務局施設課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成22年埼玉県告示第1075号)に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされ、「ネットワークシステム運用・保守」に登録している者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 平成15年4月1日から本件入札の公告の日までの間に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む。）又は地方公共団体（埼玉県が出資する指定出資法人を含む。）との請負契約により、交通管制端末装置の保守業務を完了させた実績又は同装置の設置等工事を完成させた実績を有すること。
- (6) 保守点検及び緊急の障害に対応するため、県内に有する活動拠点から速やかに臨場でき、かつ、機器の障害について24時間対応が可能であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者（同法第41条の更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（同法第33条の再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局施設課安全施設係 今野 電話048-832-0110 内線2292

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年3月28日（木）午前9時50分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年3月27日（水）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(1) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年3月28日(木)午前9時40分まで

なお、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。

(5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局施設課 平成25年3月28日(木)午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成25年3月21日(木)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成25年2月20日(水)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

平成25年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:A Inspection of Traffic Control System Central Computer

(2) Time limit for tender:By the electronic tendar system;By 9:50 a.m. March 28, 2013 By mail;5:00 p.m. March 27, 2013 In person;9:40 a.m. March 28, 2013

(3) Contact point for the notice: Property Management Section, Facilities Division, Financial Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago,Urawa-ku,Saitama-shi,Saitama-ken 330-8533, Telephone; 048-832-0110 Ext.2292

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十五年二月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月十五日

埼玉県川越県土整備事務所長 小島 一 男

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 東京所沢線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
まで 同市北秋津一三九番五地先	先から 所沢市北秋津一三九番一地	区 間
一五・〇〇	一三・二〇〇	敷地の幅員 (メートル)
一三・二〇〇	一二・八〇〇	延長 (メートル)
	三三・五〇	備考

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十五年二月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月十五日

埼玉県川越県土整備事務所長 小島 一 男

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 立川所沢線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
まで 同市北秋津一三九番五地先	先から 所沢市北秋津一三九番一地	区 間
一五・〇〇	一三・二〇〇	敷地の幅員 (メートル)
一三・二〇〇	一二・八〇〇	延長 (メートル)
	三二・五〇	備考

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十五年二月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月十五日

埼玉県川越県土整備事務所長 小島 一 男

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 所沢府中線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
まで 同市北秋津一三九番六地先	所沢市北秋津一四五番一二 地先から	区 間
一五・〇〇	一三・二〇〇	敷地の幅員 (メートル)
一三・二〇〇	一二・八〇〇	延長 (メートル)
	三三・五〇	備考

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年二月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月十五日

埼玉県越谷県土整備事務所長 大 島 秀 彦

<p>吉場安行東京線</p>	<p>路線名</p>
<p>草加市柳島町字助三郎八番二地先から同市柳島町字助三郎一番二地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十五年二月十五日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成一〇四・三〇メートル</p>	<p>備考 平成二十一年三月三十一日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二十一号における道路区域の一部供用開始である。延長一〇四・三〇メートル</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十五年二月十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

	十号	指定番号
	建築基準法 第四十二条 第一項第四号	指定に係る 道路の種類
	平成二十五年二月 四日	指定の年月日
	埼玉県入間市黒須二丁目 百九十二ノ一～二百七十 七ノ二 埼玉県入間市黒須二丁目 百九十二ノ一～百八十八ノ一 埼玉県入間市黒須二丁目 百八十七ノ一～百八十 六ノ四	指定に係る道路の位置
	六十八・〇〇メートル 八・六〇メートル 二・〇〇メートル	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
	十七・五〇メートル 十七・五〇メートル 十七・五〇メートル	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定により
認定したので、次のとおり公告する。

平成二十五年二月十五日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 平 井 登喜雄

認定番号	熊建セ第九 十一二号
認定年月日	平成二十四年十二月五日
対象区域	埼玉県本庄市小島二丁目千五百六十九番
公告に係る対象区域等を縦覧に供 する場所	埼玉県熊谷建築安全センター内

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年二月十五日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十五年一月十五日

指令越建セ第二四〇〇二一一号

二 検査済証番号

平成二十五年二月十二日

越建セ第五六八一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字本郷字西下九百五十番一、九百五十番二、九百五十番四、九百五十番五、九百五十二番一、九百五十二番二

（第一工区）

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保二百三十三番地一

遊馬 勉

告 示

埼玉県病院事業告示第十二号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十五年二月十五日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

灯油 JIS 1号 321,800リットル

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成25年4月1日から平成25年5月31日まで

(4) 納入場所

- | | | |
|---|---------------------|------------------|
| ア | 埼玉県熊谷市板井1696番地 | 埼玉県立循環器・呼吸器病センター |
| イ | 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地 | 埼玉県立がんセンター |
| ウ | 埼玉県さいたま市岩槻区馬込2100番地 | 埼玉県立小児医療センター |
| エ | 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地2 | 埼玉県立精神医療センター |

(5) 一連の調達契約に関する事項

今後調達が予定される数量及び入札公告予定時期

灯油 JIS 1号 394,900リットル

平成25年4月

(6) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る。）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示（平成22年埼玉県告示第1075号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停

止措置を受けていない者であること。

- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県との契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号
埼玉県病院局経営管理課 入札担当 柳・田村
電話048-830-5973（直通） ファクシミリ048-830-4905

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する。（事前に電話により連絡すること。）

- (3) 入札説明会

なし。

- (4) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年3月28日（木）午後1時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年3月27日（水）午後5時まで（必着）

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成25年3月28日（木）午後1時10分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約単価に予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札への参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成25年3月8日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所へ郵送又は持参により提出する。

なお、郵送の場合は、書留郵便に限り、上記期限内に必着とする。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格

申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成25年2月20日（水）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出し、入札参加に必要な資格を取得すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

平成25年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続きを延長し又は停止することがある。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Kerosene JIS(No.1) 321,800ℓ

(2) Time-limit for tender:

1:00 p.m. March 28, 2013 (Bidding by registered mail must be received by 5:00p.m. March 27, 2013)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan
Telephone: 048-830-5973

正 誤

埼玉県告示第千六百六号（平成二十四年十一月三十日第二千四百四十六号）中訂
正

ページ 行

一 前から八〜九

誤

埼玉県秩父市大滝字栃本サラダヲ子五六九五の二二（次の図に示す部分に限る。）
五六九五の一三

正

埼玉県秩父市大滝字栃本サラダヲ子五六九五の二二（国有林。次の図に示す部分に限る。）
五六九五の一三（国有林）

正 誤

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十八号（平成二十五年二月一日第二千四百六十三号）中訂正

ページ 表中

二 指定の年月日

誤

平成二十四年一月二十二日

正

平成二十五年一月二十二日